

○名寄市立大学障害者差別解消推進委員会要綱

平成 30 年 10 月 3 日

改正 令和 4 年 9 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第 4 条第 4 号に基づき、障害者差別の解消を推進するため設置する名寄市立大学障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、対応要領第 8 条第 4 項により監督者から諮られた事項について協議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 保健福祉学部長
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 健康サポートセンター長
- (5) 総務課長
- (6) 栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は保健福祉学部長を、副委員長は学生部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会が必要と認めたときは、その他の教職員を会議に出席させることができる。

(会議)

第 4 条 委員長は会議を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、学生部学生課が処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成 30 年 10 月 3 日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 26 日）

この要綱は、公布の日から施行する。